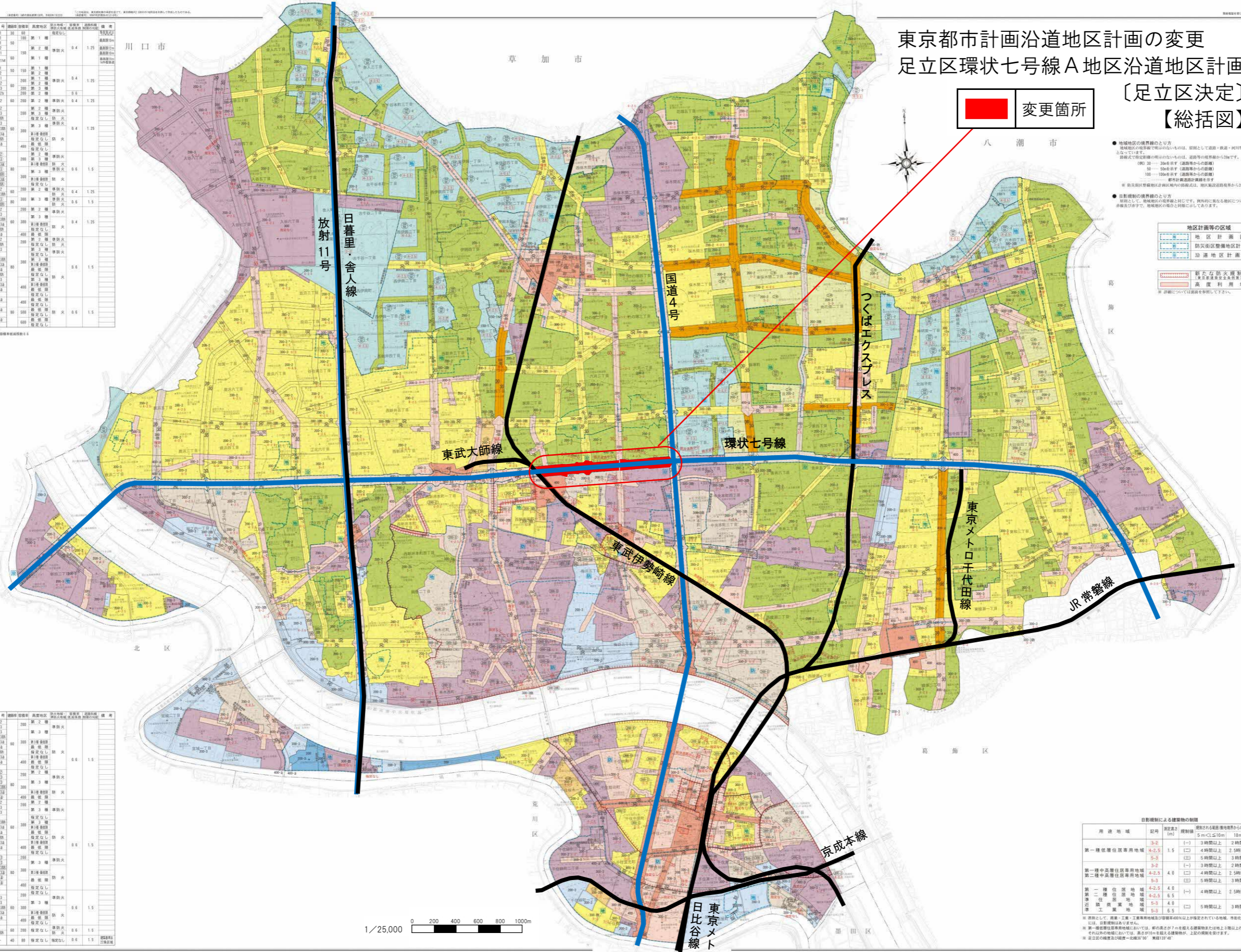


東京都市計画沿道地区計画の変更 足立区環状七号線A地区沿道地区計画 〔足立区決定〕 【総括図】

 変更箇所

- 地域地区の境界線および方針
● 地域地区の境界線および方針は、原則として道路・河川・緑地等の中心線と一致する。ただし、道路等の境界線から50m以内、河川等の境界線から20m以内、緑地等の境界線から10m以内、公園等の境界線から5m以内、その他、都市計画道路が境界線となる場合は、都市計画道路の境界線から50m以内とする。ただし、都市計画道路が境界線となる場合は、都市計画道路の境界線から50m以内とする。ただし、都市計画道路が境界線となる場合は、都市計画道路の境界線から50m以内とする。
- 都市計画道路の境界線および方針
● 都市計画道路の境界線および方針は、原則として道路の中心線と一致する。ただし、道路の境界線から50m以内、河川等の境界線から20m以内、緑地等の境界線から10m以内、公園等の境界線から5m以内、その他、都市計画道路が境界線となる場合は、都市計画道路の境界線から50m以内とする。ただし、都市計画道路が境界線となる場合は、都市計画道路の境界線から50m以内とする。ただし、都市計画道路が境界線となる場合は、都市計画道路の境界線から50m以内とする。

地区計画等の区域	
	地区計画区域
	防犯街区整備地区計画区域
	沿道地区計画区域
	新たな防犯街区整備区域 （安全対策を実施する区域）
	高度利用地区



用途地域	記号	用途	高さ	容積率	用途制限	備考
第一種低層住宅用途地域	100-1	第一種	10m	0.4	1.25	建築高さ制限
第一種中高層住宅用途地域	100-2	第一種	15m	0.4	1.25	建築高さ制限
第二種中高層住宅用途地域	200-1	第二種	20m	0.4	1.25	建築高さ制限
第一種住居地域	100-3	第一種	10m	0.4	1.25	建築高さ制限
第二種住居地域	200-2	第二種	20m	0.4	1.25	建築高さ制限
近隣商業地域	400-1	第一種	10m	0.6	1.5	建築高さ制限
商業地域	500-1	第一種	15m	0.6	1.5	建築高さ制限

用途地域	記号	用途	高さ	容積率	用途制限	備考
準工業地域	300-1	第一種	10m	0.6	1.5	建築高さ制限
工業用途地域	600-1	第一種	15m	0.6	1.5	建築高さ制限
工業用途地域	600-2	第二種	20m	0.6	1.5	建築高さ制限

日影規制による建築物の制限			
用途地域	規制高さ (m)	規制範囲 (m)	制限
第一種低層住宅用途地域	3-2	5m < L ≤ 10m	(-) 3時間以上 2時間以上
第一種中高層住宅用途地域	4-2.5	5m < L ≤ 10m	(-) 4時間以上 2.5時間以上
第二種中高層住宅用途地域	3-2	5m < L ≤ 10m	(-) 3時間以上 2時間以上
第一種住居地域	4-2.5	5m < L ≤ 10m	(-) 4時間以上 2.5時間以上
第二種住居地域	4-2.5	5m < L ≤ 10m	(-) 4時間以上 2.5時間以上
近隣商業地域	5-3	5m < L ≤ 10m	(-) 5時間以上 3時間以上
商業地域	5-3	5m < L ≤ 10m	(-) 5時間以上 3時間以上

1/25,000 0 200 400 600 800 1000m